

年 月 日

同意書

多治見市長 様

【申請の種類（該当に○）】

☐	多治見市中小企業小口融資	☐	多治見市中小企業融資制度利子補給
☐	多治見市中小企業運転資金融資	☐	多治見市中小企業運転資金融資制度利子補給
☐	多治見市勤労者生活安定資金融資		

私は、上記の申請にあたり、産業観光課が、多治見市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料の納付状況を関係課に確認することに同意します。

※下記の枠のどちらかに申請者の情報を記載してください。

<申請者が個人の場合> 〒 ー 住所 氏名 (フリガナ) 印 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 連絡先 ー ー	<申請者が法人の場合> 〒 ー 所在地 企業名 (フリガナ) 代表者名 (フリガナ) 印 連絡先 ー ー
---	--

※連絡先は平日の8：30～17：15に繋がりやすい電話番号を記入してください

年 月 日

関係課各位

商工観光課長

市税等納付状況確認書

上記の申請に関する市税等の納付状況を確認下さい。

<確認にあたって>担当者欄には、確認された方の印鑑またはサインをお願いします。

確認後、該当欄に○を付して下さい。備考欄には、滞納の時期、名称等を記入して下さい。

	担当課	担当者	確認日	該当なし	滞納なし	滞納あり	備考欄
市税	税務課		／				
国民健康保険料	保険年金課		／				
後期高齢者医療保険料	保険年金課		／				
介護保険料	高齢福祉課		／				
市営住宅使用料	建築住宅課		／				
水道料金	上下水道課		／				
下水道使用料	上下水道課		／				
農業集落排水処理施設使用料	上下水道課		／				
下水道事業受益者負担金	上下水道課		／				
し尿処理手数料	上下水道課		／				

*根拠法令は裏面に記載

【根拠法令】

多治見市中小企業小口融資条例

第4条 この条例において「中小企業者」とは、次の要件を備える者をいう。

（3） 市税その他の諸納付金を滞納していない者

多治見市中小企業小口融資条例施行規則

第4条 3 条例第4条第3号及び次項に規定する「その他の諸納付金」とは、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料をいう。

多治見市中小企業融資制度利子補給取扱要綱

第2条 この要綱により利子補給を受けることができる者は、次のとおりとする。

（2） 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料を滞納していない者（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を含む。）

多治見市中小企業運転資金融資制度規程

第3条 この制度により融資を受けることができるものは、本市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「組合」という。）で、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料を滞納していないもの（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認めるものを含む。）とする。

多治見市中小企業運転資金融資制度利子補給取扱要綱

第2条 この要綱により利子補給を受けることができる者は、多治見市中小企業運転資金融資制度規程第3条に規定する者で、当該融資制度による資金を借り入れたものとする。

多治見市勤労者生活安定資金融資規程

第3条 この規程による融資を受けることができる者は、一時的に生活安定資金の必要性が生じ、その調達に困難な勤労者で、次の各号に掲げる要件を具備しているものとする。

（3） 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料を滞納していない者（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を含む。）